

# **大規模災害時における救援物資に関する 今後の備蓄方針について**

**令和2年9月**

**大阪府域救援物資対策協議会**

## 目 次

<b>1 目的</b>	1
<b>2 想定する災害</b>	2
<b>3 救援物資の府内での備蓄の考え方</b>	5
(1)本方針における対応期間の考え方	5
(2)必要品目	9
(3)必要数量	10
<b>4 役割分担の考え方</b>	15
(1)府民等	15
(2)府及び市町村	17
<b>5 重点 11 品目以外の備蓄</b>	18
<b>6 避難所における感染症対策に必要な物資</b>	18
<b>7 今後の対応</b>	19
(1)府及び市町村の目標期間	19
(2)府民等への啓発	19
(3)救援物資の有効活用について	19
(4)救援物資の保管について	19
(5)救援物資を確保するまでの対応について	19
(6)物資の応援について	20

## 1 目 的

大阪府と府内市町村は、これまでもそれぞれの団体において、最大の被害をもたらす災害を想定し、役割分担の下、被災者支援のために特に必要とする食糧などを重要物資と位置づけ、備蓄を進めてきました。

平成 26 年 1 月に、大阪府では、東日本大震災に伴う新たな知見を踏まえ、南海トラフ巨大地震の被害想定を公表しました。これは、大阪府がこれまで最大の被害想定としていた上町断層帯地震を大きく上回る広域で甚大な被害想定となり、その被災者人数想定も、最悪の場合、それまでの約 82 万人を大幅に上回る約 137 万人となることが見込まれました。

このため、大阪府では、平成 26 年 3 月南海トラフ巨大地震対策を織り込んだ大阪府地域防災計画の修正を行うとともに、その対策の具体化を図るため、平成 27 年 3 月に「発災による死者(犠牲者)数を限りなくゼロに近づける。」ことなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」(以下「新 A P」という)を策定しました。

この新 A P では、救援物資については、発災後、府民にその「命をつないで」いただく上で極めて重要な重点アクションとして「食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化」する旨を位置付けました。

本方針は、以上の認識と経過に基づき、府と市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において検討した結果に基づき、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に、必要な救援物資対策として、これまでの府と市町村の役割分担と協働の取組みを踏まえ、今後の備蓄しておくべき救援物資の品目や量、各主体(府民等・市町村・府)の役割について、基本的な方向性を示すものです。

## 2 想定する災害

想定する災害の設定は、救援物資の必要量の算定の基礎となるものです。

あらかじめ最大の被害を想定することで、当該規模を下回る災害(風水害等含む)の場合にも対応が可能となることから、本方針では、府と市町村でそれぞれ最大の被害が見込まれる災害を想定災害と設定しました。

府は、府域内に最も甚大な被害が見込まれる「南海トラフ巨大地震」(H26.1.24「南海トラフ巨大地震による被害想定(ライフライン等施設被害、経済被害等)」第5回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会より)を想定災害としました。

また、各市町村においては、下表のとおり災害に対する地域特性が異なることから、各市町村で最大被害が想定される災害を想定災害と設定することとしました。

### ○府及び市町村が想定する災害と被災者数

名称	想定災害	想定被災者数
大阪府	南海トラフ巨大地震	1,364,891
大阪市	南海トラフ巨大地震	802,707
堺市	上町断層帯地震 B	452,355
岸和田市	上町断層帯地震 B	98,411
豊中市	上町断層帯地震 A	160,800
池田市	上町断層帯地震 A	27,932
吹田市	上町断層帯地震 A	145,252
泉大津市	南海トラフ巨大地震	25,260
高槻市	有馬高槻断層帯地震	208,305
貝塚市	上町断層帯地震 B	55,800

守口市	南海トラフ巨大地震	61, 302
枚方市	生駒断層帯地震	161, 420
茨木市	有馬高槻断層帯地震	88, 979
八尾市	生駒断層帯地震	202, 340
泉佐野市	中央構造線断層帯地震	40, 942
富田林市	生駒断層帯地震 ※富田林市地域防災計画(H26)により	24, 200
寝屋川市	生駒断層帯地震	132, 820
河内長野市	中央構造線断層帯地震	13, 340
松原市	上町断層帯地震 B	60, 943
大東市	生駒断層帯地震	81, 010
和泉市	上町断層帯地震 B	77, 689
箕面市	有馬高槻断層帯地震	44, 039
柏原市	生駒断層帯地震	36, 210
羽曳野市	上町断層帯地震 B ※羽曳野市地域防災計画(R2)より	43, 600
門真市	生駒断層帯地震	86, 887
摂津市	上町断層帯地震 A	39, 059
高石市	南海トラフ巨大地震	34, 675
藤井寺市	生駒断層帯地震	27, 589
東大阪市	生駒断層帯地震	336, 011

泉南市	中央構造線断層帯地震	24, 565
四條畷市	生駒断層帯地震	23, 852
交野市	生駒断層帯地震	22, 035
大阪狭山市	上町断層帯地震 B	16, 859
阪南市	南海トラフ巨大地震	10, 387
島本町	有馬高槻断層帯地震	3, 328
豊能町	有馬高槻断層帯地震	867
能勢町	有馬高槻断層帯地震	75
忠岡町	南海トラフ巨大地震	5, 102
熊取町	上町断層帯地震 B	11, 187
田尻町	南海トラフ巨大地震	2, 251
岬町	南海トラフ巨大地震	5, 312
太子町	中央構造線断層帯地震	1, 189
河南町	上町断層帯地震 B	1, 562
千早赤阪村	中央構造線断層帯地震	618

※南海トラフ巨大地震の被災者数については、新APの推進による3年後の減災効果を加味したもの。

※各市町村の想定災害は「大阪府域救援物資対策に係る調査」(平成27年6月)結果より。

※各直下型地震の被災者数については、「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」(平成19年3月)より(一部除く)。

### 3 救援物資の府内での備蓄の考え方

#### (1) 本方針における対応期間の考え方

##### ア. 南海トラフ巨大地震における対応期間

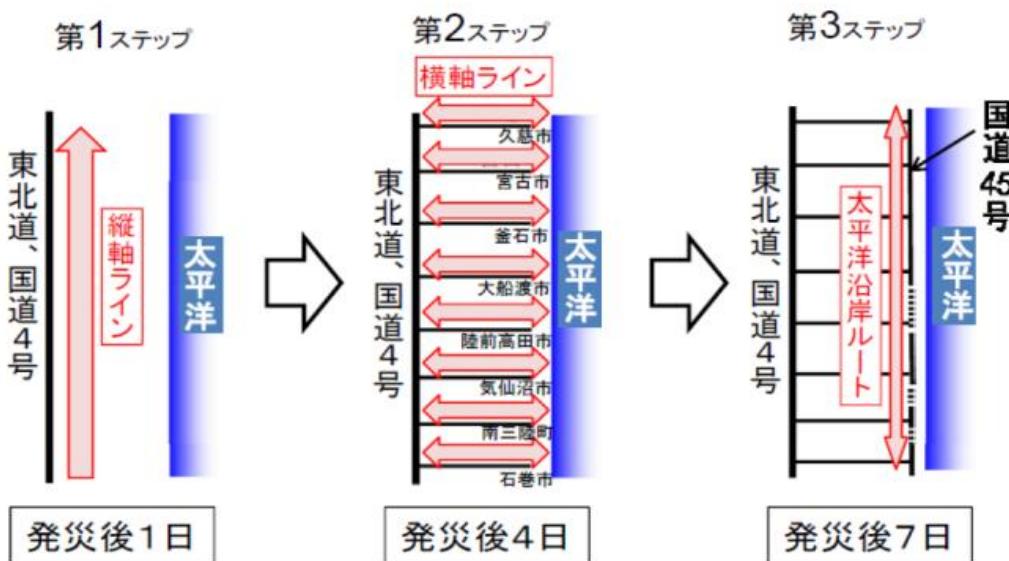
南海トラフ巨大地震は、府域のみならず、関東から四国・九州にかけて極めて広範囲に甚大な被害を及ぼす大規模・広域災害であり、救援物資についても、物流不全による全国的な物資不足が見込まれています。

このため、①東日本大震災の事例や②中央防災会議で策定されている南海トラフ地震の被害想定を参考し、本方針で対応すべきと考える期間を以下のとおり設定します。

##### ① 東日本大震災後の救援物資輸送の回復（東日本大震災の事例より）

東日本大震災では、発災翌日(3/12)から道路啓開作業、発災3日目(3/14)から航路啓開作業（津波警報解除後）が開始され、道路啓開作業日数については、高速道路や直轄国道は、応急復旧や迂回路設定を行うのに1~2日程度要しました。

よって、地震発生後、救援物資の供給については、最低3日間程度は府内で対応する必要があると想定されます。



資料：国土交通省東北地方整備局道路部

図 東日本大震災による道路啓開状況

## ② 道路復旧（南海トラフ巨大地震の被害想定より）

中央防災会議で策定された南海トラフ巨大地震の被害想定では、下表のとおり地震直後は、都市部の幅員の大きな道路が辛うじて交通機能を果たすのみで、その他の道路は浸水等により通行困難となることが想定されています。

表 南海トラフ巨大地震による道路被害想定（地震直後の状況）

地震直後の状況	○直帰困難等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度 6 強以上となる東流洲方一帯・糸伊佐島・邑南・瀬戸内海沿岸・九州南東部では、概ね 6km につき 1 番所程度の場合で被害が発生する<sup>22</sup>。</li> <li><u>市街部の 4 重循道路など呑食の大きい道路は、二線減少が見込まれるものの交通機動を失う。</u></li> <li><u>震度 6 強以上の揺れを受けた幅員 5.5m 未溝の道路のうち以上<sup>23</sup>が通行困難となる。</u></li> <li>中山方面においては、震度 6 強以上となったほとんどの区間で亀裂や陥没が発生するほか、橋梁の取り付け部・横斜ボックスの基部などをその最悪や、可倒型のすべり、トンネルのコンクリート・舗装の剥離等が発生し、多くの箇所で通行不能となる。また、土砂崩れや地盤変動の発生が予想される<sup>24</sup>。震度 6 強エリアにおいても多くの箇所で亀裂や陥没等、同様の破壊が発生する<sup>25</sup>。</li> <li>沿岸部の沖波浸水深が 1m~3m のエリアでは、3km につき 1 番所程度の被害が発生する<sup>26</sup>。<u>津波により被災した場合、通行全線が規制した道路が通行困難となる。</u></li> <li>三重県南部、和歌山県南部、徳島県南部、高知県南部、宮崎県北部・南部等、高規格道路が未整備でアクセスが限定される地域があり、当該地域が揺れ・津波により大きな被害を受けた際には迅速な災害応急対策が困難となる。</li> <li>その他、<u>点検のための交通規制、道路への建物の倒壊、液状化による段差やマンホール等の飛び出し等により通行困難となる。</u></li> </ul>
○高速道路	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度 6 強以下のエリアを通過する東西幹線交通（東名高速道路及び新東名高速道路）に、複数と点検のため、通行止めとなる<sup>27</sup>。十日市・勧業道は点検の後、通行可能となる。更々の迂回ルートとして、愛知・静岡県境で機能を果たすが茨城県内の震度 6 強以上エリアに直通できない<sup>28</sup>。</li> <li>六千と四回を通過する道路のうち、震度 6 強以上の揺れが想定される神戸淡路鳴門海峡道、瀬戸中央自動車道が被災と点検のため通行止めとなる<sup>29</sup>。</li> <li>十四地方は補正内海沿岸を除く震度 6 強以上となる地帯が銀河的であり、高規格道路の機能は保証維持される。</li> <li>その他の、点検のための交通規制、跨道橋の落橋、高規格道路の出入口と上り下り等とを結ぶ一般道路の施設被害等により通行困難となる。</li> </ul>

資料：南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）(H25.3)（中央防災会議）

したがって、地震から3日後には、高速道路は緊急自動車の通行が可能となる等、交通機能が一定程度回復すると見込まれていることから、府外からの救援物資の流入も徐々に開始されると想定しました。

表 南海トラフ巨大地震による道路被害想定（地震発生3日後以降の状況）

3日後の 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>高速道路は復旧にかかったり、交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能となる。</u></li> <li>直轄国道等は、一部で不通区間が残るが、内陸部の広域ネットワークから沿岸部の長崎・福岡に進入する緊急復旧ルートの7箇所を確保する。</li> <li>地盤変位による大変形や津波による流失が生じた橋梁は通行不能のままである。</li> <li>橋貫が継続する地域においては、交通管制の実施も継続する。</li> <li><u>交通規制により緊急通行車両の通行が優先され、災害応急対策が本格的に開始される。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路は、交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能となる。</li> <li>直轄国道等は、一部で不通区間が残るが、長崎・福岡に進入する緊急復旧ルートが概成する。</li> <li>地盤変位による大変形や津波による流失が生じた橋梁の一部は、仮橋により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能となる。</li> <li>緊急通行車両として標準通行の対象となる車両が徐々に拡大され、民間企業の活動も順次に回復した動きが本格化する。</li> <li>停電がほぼ解消し、復旧が亟需な地域の交通規制はほぼ回復する。</li> </ul>
1ヶ月後	高速道路は一般車両を含めて通行可能となる。

資料：南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）(H25.3)（中央防災会議）

### ③ 国のプッシュ型支援の実施計画

広域かつ甚大な被害をもたらす大規模災害については、国からの支援も当然見込まれます。

このことについて、国は平成27年3月に南海トラフ巨大地震を想定した被災自治体への支援計画を策定しましたが、その内容は以下のとおりです。

- 発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに、必要となる物資が被災府県に届くよう調整する。
- 必要量については、発災後4日目から7日目までに必要となる量とする。

※プッシュ型支援とは：国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

資料：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(H27.3)(内閣府)

#### イ. 上町断層帯地震等直下型地震における対応期間の考え方

現行の大阪府地域防災計画では、想定災害を直下型地震の上町断層帯地震Aとしており、その対応期間は1日間としていました。

その考え方は、過去の直下型地震である阪神・淡路大震災において、発災当日昼ごろより、食糧などの救援物資が届き始め、被災自治体の市役所・区役所などで受け入れが行われていること（出展：内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」より）、直下型地震では建物倒壊等の被害は甚大であるものの津波や内水面のはんらん等により広大な浸水想定区域の発生が危惧される南海トラフ巨大地震に比べると、その被災面積は限定されることから、発災2日目以降は、府内を含め他圏域からの救援物資の到着が見込めると想定したものです。

このため、本方針においても、直下型地震の対応期間は1日間と設定しました。

★以上のことから、本方針における対応期間(府域内で対応を要する期間)は、南海トラフ巨大地震については、発災後3日間とし、直下型地震については、従来通り発災後1日間としました。

## (2) 必要品目

これまで、大阪府地域防災計画では、

主食(α化米、乾パンなど)	高齢者用食	粉ミルク	哺乳瓶
毛布	おむつ	生理用品	簡易トイレ

の計 8 品目を重要品目と位置づけ、府と市町村で役割分担し、備蓄を進めてきました。

これに加えて、新たに追加すべき必要品目について、東日本大震災(海溝型地震)の事例や国の南海トラフ地震における具体的な計画等を踏まえ以下のとおり設定しました。

### ① 東日本大震災において国が搬送した救援物資

表 東日本大震災における国により調達・配送を行った輸送品目

区分	調達品目	区分	調達品目
食 料 ・ 飲 料 水	パン	生活 用 品	トイレットペーパー
	即席麺類		毛布
	おにぎり・もち・包装米飯		おむつ
	精米		一般薬
	その他(缶詰等)		マスク
	飲料水	燃料	燃料

資料：「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災について)」緊急災害対策本部 (平成 23 年 9 月 20 日)

### ② 国が南海トラフ巨大地震において想定している救援物資品目

○緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省が  
プッシュ型支援により被災府県に供給する品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は  
乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレの  
6 品目とする。

資料: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R2.5)(内閣府)

①及び②を考察した結果、従来から計画的に備蓄していなかったトイレットペーパーに加え、被災地域での 2 次感染等の防止の観点からマスク、高齢化の進展や被災障がい者の QOL 確保の観点から大人用おむつについては新たに備蓄する必要があると考えました。

なお、②のうち、携帯トイレについては、従来から府と市町村で多人数に対応できる簡易トイレ(組立式含む)の備蓄を進めていることから、引き続き、簡易トイレ(組立式)の備蓄で対応することとします。

☆以上から、本方針において府及び市町村が自己備蓄しておくべき必要品目については、  
従来の 8 品目に、トイレットペーパー、マスク、大人用おむつ、の 3 品目を加えた 11 品目  
(重点 11 品目) としました。

### (3) 必要数量

本方針における救援物資の必要数量の算出については、従来の「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」と「国の物資の必要量の算出式」(「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R2.5.29)」)を比較し、より実態に近いと考えられる方法を採用し設定しました。

また、食糧、高齢者食、育児用調整粉乳、おむつ(幼児・小児用、大人用)、生理用品、トイレットペーパー、マスクについては直下型地震を想定災害とする場合でも、直下型地震による避難所避難者数と南海トラフ巨大地震による避難所避難者数に対応期間の3日を乗じたものと比べ多い方を必要数量としました。

なお、国において算出根拠が設定されていない物資については、上記の従来の備蓄等の考え方を準用して算出しています。

#### ① 国の必要物資量の算出式と府の「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」比較

	国の『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』における必要物資量の算出式	従来の「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」
項目	算 出 式	算 出 式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2	避難所避難者数×1食×2
高齢者食	想定なし	避難所避難者数×2%(80歳以上人口比率)×1食×2
毛布(保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	避難所避難者数×必要枚数1枚/人
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率×一人1日当たり必要量※/人/日 ※乳児用粉ミルクは140g、液体ミルクは1リットル	避難所避難者数×1.5%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日
哺乳瓶	想定なし	避難所避難者数×1.5%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本/人
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×0~2歳人口比率×8枚/人/日	避難所避難者数×3.3%(0~3歳人口比率)×5枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日	想定なし
簡易トイレ	避難所避難者数×上水道支障率×5回/人/日	避難所避難者数×0.01
生理用品	避難所避難者数×12~51歳女性人口比率×一人1期間(7日間)当たり必要量30枚×1/7×1/4×4日間	避難所避難者数×64%(6~59歳人口比率)×50%(6~59歳女性人口比率)×5枚/人/日
トイレットペーパー	避難所避難者数×一人1日当たり必要量0.18巻×4日間	想定なし
マスク	想定なし	想定なし

※本方針で採用する方法は着色部分

## ②大阪府域内の救援物資必要量（重点 11 品目）の算出式

項目	算出式(人口比率は、平成 22 年度国勢調査より)	
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3 食×1.2(注)により算出した数量と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3 食×3 日×1.2 で算出した数量を比較し多い方 (注)1.2 という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。	国の考え方
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80 歳以上人口比率)を高齢者食とする。	府の考え方の一部修正
毛布 (保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人 ※保温用資材の例: アルミプランケット(シート)等	国の考え方
乳児用 粉ミルク 又は乳児用 液体ミルク	【粉ミルク】 避難所避難者数 × 1.6%(0~1 歳人口比率) × 70%(人口授乳率) × 130g/人/日 (南海トラフ想定の場合は 3 日を乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数 × 1.6%(0~1 歳人口比率) × 70%(人口授乳率) × 1 リットル/人/日 (南海トラフ想定の場合は 3 日を乗じる)	府の考え方
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1 本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5 回/人/日とする。	府の考え方
乳児・小児 用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×2.5%(0~2 歳人口比率)×8 枚(注)/人/日と (南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×2.5%(0~2 歳人口比率)×8 枚(注)/人/日 × 3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)8 枚/人/日は 3H で 1 枚使用するとの平均データから算出(内閣府確認)	国の考え方
大人用 おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚(注)/人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚(注)/人/日 × 3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)8 枚/人/日は 3H で 1 枚使用するとの平均データから算出(内閣府確認)	国の考え方
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村は BOX 型(マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	府の考え方
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51 歳人口比率)×52%(注) (12~51 歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5 枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×48%(12~51 歳人口比率)×52%(注) (12~51 歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5 枚/人/日 × 3 日で算出した数量を比較し多い方 (注 1)対象年齢 12 歳から 51 歳、月経周期 5 日/32 日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定	府の考え方の一部修正
トイレット ペーパー	(直下型地震による)避難所避難者数 × 7.5m(注) / 人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数 × 7.5m(注) / 人/日 × 3 日で算出した数量を比較し多い方 (注)NPO 緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると 4 人家族で 150m 卷き 6 ロールを約 1 か月分としている。150m × 6 ロール ÷ 4 人 ÷ 30 日 = 7.5m/人/日	新しい考え方
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数 × 3 日で算出した数量を比較し多い方 ※感染症対策を踏まえ、従来の印型インフルエンザ罹患率(1.8%)を削除	新しい考え方

③救援物資の必要量算出根拠となる避難所避難者数

名称	想定災害	想定避難所避難者数	南海トラフ巨大地震による 想定避難所避難者数
大阪府	南海トラフ巨大地震	880, 942	同左
大阪市	南海トラフ巨大地震	529, 787	同左
堺市	上町断層帯地震 B	138, 643	71, 597
岸和田市	上町断層帯地震 B	28, 540	22, 034
豊中市	上町断層帯地震 A	53, 470	5, 917
池田市	上町断層帯地震 A	8, 101	477
吹田市	上町断層帯地震 A	52, 134	4, 326
泉大津市	南海トラフ巨大地震	16, 672	同左
高槻市	有馬高槻断層帯地震	60, 409	6, 140
貝塚市	上町断層帯地震 B	12, 773	8, 101
守口市	南海トラフ巨大地震	36, 781	同左
枚方市	生駒断層帯地震	46, 812	6, 105
茨木市	有馬高槻断層帯地震	25, 804	2, 039
八尾市	生駒断層帯地震	58, 679	37, 645
泉佐野市	中央構造線断層帯地震	11, 874	4, 495
富田林市	生駒断層帯地震	7, 020	1, 427
寝屋川市	生駒断層帯地震	38, 518	30, 250
河内長野市	中央構造線断層帯地震	13, 340	698
松原市	上町断層帯地震 B	17, 700	1, 137

大東市	生駒断層帯地震	26, 123	4, 365
和泉市	上町断層帯地震 B	22, 530	1, 731
箕面市	有馬高槻断層帯地震	20, 000	786
柏原市	生駒断層帯地震	11, 000	787
羽曳野市	上町断層帯地震 B	12, 600	7, 000
門真市	生駒断層帯地震	25, 198	12, 421
摂津市	上町断層帯地震 A	11, 000	1, 276
高石市	南海トラフ巨大地震	23, 087	同左
藤井寺市	生駒断層帯地震	16, 296	474
東大阪市	生駒断層帯地震	97, 444	24, 375
泉南市	中央構造線断層帯地震	7, 124	3, 826
四條畷市	生駒断層帯地震	6, 918	3, 436
交野市	生駒断層帯地震	6, 391	986
大阪狭山市	上町断層帯地震 B	4, 890	500
阪南市	南海トラフ巨大地震	6, 667	同左
島本町	有馬高槻断層帯地震	3, 328	258
豊能町	有馬高槻断層帯地震	252	35
能勢町	有馬高槻断層帯地震	25	15
忠岡町	南海トラフ巨大地震	3, 397	同左
熊取町	上町断層帯地震 B	3, 245	310
田尻町	南海トラフ巨大地震	1, 488	同左
岬町	南海トラフ巨大地震	3, 456	同左

太子町	中央構造線断層帯地震	345	93
河南町	上町断層帯地震 B	453	188
千早赤阪村	中央構造線断層帯地震	180	77
計(大阪府分除く)		1,484,372	880,942

※南海トラフ巨大地震の避難所避難者数については、新ＡＰの推進による3年後の減災効果を加味したもの。

※各直下型地震の避難所避難者数については、「大阪府域救援物資対策に係る調査」(平成27年6月)結果とする。

#### ④大阪府域内の救援物資必要量（重点11品目）

項目	必要数量	単位
食糧	9,615,683	食
高齢者食	506,112	食
毛布(保温用資材)	2,365,315	枚
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	(粉ミルク換算で) 4,093,704	グラム
哺乳瓶	16,646	本
乳児・小児用おむつ	562,340	枚
大人用おむつ	112,485	枚
簡易トイレ	BOX型 14,862、組立式 8,810	基
生理用品	548,282	枚
トイレットペーパー	21,086,988	メートル
マスク	2,684,947	枚

## 4 役割分担の考え方

「3 救援物資の府内での備蓄の考え方」では、対応期間は南海トラフ地震については3日間・直下型地震については1日間、必要品目は食糧など11品目とし、必要量とその算出方法などを示しました。

これらは、府民等、市町村、府の各主体で分担していく必要があります。  
その考え方は次のとおりです。

### (1) 府民等

○個人で救援物資を備蓄する必要性（東日本大震災の事例より）

東日本大震災の発生から1日目は、大混乱の中、避難所の運営体制が構築できていなかったことや、避難所に通じる道路が不通となり、避難所までの救援物資輸送が困難でした。

#### 東日本大震災の事例(発災1日目の状況)

- | 避難所の運営体制が構築されておらず、物資の調達・配布に手が回らない。
- | 近くの住民だけでなく、帰宅困難者も避難所に集まり混乱した。
- | 避難所に通じる道路が通行不能になり孤立した。
- | 避難所に救援物資が備蓄されているケースが少ない。

資料①:東日本大震災に際しての避難所の管理・運営等の記録(仙台市立五橋中学校の事例)

資料②:東日本大震災における学校の避難所運営(岩手県立大槌高等学校の事例)

上記のとおり、発災当初は、避難所開設の混乱や周辺道路の閉塞等により、自らが属する地域の市町村からの救援物資でさえも被災者に届かないことや休止したライフラインや食料品店等の復旧にも時間を要することが想定されます。

そのような中、自宅が倒壊等を免れた場合には、当分の間、自宅で避難生活を送る必要があります。

このため、府民においては、「自助・共助」の観点から、3-(2)で示した品目や常備薬などについて、1週間分以上、家庭(事業所)内備蓄に努めていただきたいと考えています。

上記については、引き続き、啓発・推奨します。

#### ① 家庭内備蓄における留意点

- ・食糧などについて、災害だから特別な非常食が絶対に必要というわけではありません。日常的に消費する食品を普段から多めに購入し、定期的に食べながら新しいものを少し余分に買い足すことで、非常食としての備蓄としておく「ローリングストック」という方法も大いに推奨できます。
- ・特に持病等をお持ちの場合、災害時に、必要な薬が手に入らない場合も考えられる。こちらも常備薬をローリングストックしておくことが望ましいと考えられます。

- ・また、災害が発生した場合は、まずご自身の身を守り、次いで迅速に避難し、備蓄品等は余震や津波警報等が解除された後、家屋等が危険な状況でなければ、自宅に取りに行くことも状況によっては可能です。その保管場所については、屋外倉庫や車のトランク、家屋内の壊れにくく取り出しやすい場所が望ましく、浸水想定区域内では、2階など浸水しにくい場所に保管することが望ましいと考えられます。
- ・大切なことは、万一に備え個人・家庭でも1週間分以上の備蓄に心がけていただきたいですが、発災時に何が何でもそれを携行し、避難するということではなく、状況に応じて持ち出し可能な範囲で携行いただければ、互いの助け合いに役立つことをご理解いただくことが大切です。

### ② 自主防災組織など地域での備蓄

- ・発災時の初期消火、救出・救助活動、避難誘導、炊き出し等の給食など「共助」にかかる資器材等について、地域の防災活動を効果的に行えるよう地域単位(自主防災組織単位)での備蓄に努めていただくことが望ましいものです。

### ③ 事業所等における備蓄

- ・大規模災害発生時には、交通機関が停止することが想定され、駅前などでは大混乱するとともに、混乱による2次被害などが予測されます。  
各事業所では従業員等が被害に遭わないよう、一斉帰宅を抑制し、3日程度事業所に留めおく等の対応が必要なことから、滞在のために必要な物資を備蓄しておく必要があります。
- ・また、従業員だけでなく、来客や周辺住民用として1割程度追加備蓄することが望ましいとも考えられます。
- ・これらについては、すでに府として府内の事業所に「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン(平成27年3月)をお示ししていますので、これらに基づき各事業所において計画の具体化をお願いするものです。

## (2) 府及び市町村

府及び市町村の役割分担は、これまでの役割分担を基本に、以下のとおりとしました。

項目	役割分担
食糧	府1:市町村1
高齢者食	府1:市町村1
毛布(保温用資材)	府1:市町村1
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	府1:市町村1
哺乳瓶	市町村は、必要分(100%)、府は、予備分とする。
乳児・小児用おむつ	府1:市町村1
大人用おむつ	府1:市町村1
簡易トイレ	府1:市町村1 ただし、市町村は、ボックス型(便器型等)、府は、調達含め組立式とする。
生理用品	府1:市町村1
トイレットペーパー	府1:市町村1
マスク	府1:市町村1

## 5 重点11品目以外の備蓄

昨今の多発する災害対応を踏まえ、「命をつなぐ」以外にも、災害関連死を少しでも減らすため、避難所生活のQOL向上や在宅避難者への対応の重要性が高まっている。

本章では、国の防災基本計画等を踏まえ、重点11品目以外の備蓄物資の品目・数量等について記載する。

なお、算出式については現状を踏まえて設定した目標値であり、各市町村の状況により、これ以上の数量が必要となる場合は、別途、個別に算定を行うものとする。

### ①避難所生活のQOL向上（府1：市町村1）

項目	算出式	
簡易ベッド	避難所避難者数×避難行動要支援者率×現物備蓄率(10%)	新しい考え方
パーテイション (簡易テント)	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所避難者数は、直下型地震と南海トラフ巨大地震を比較し多い方</li><li>・避難行動要支援者率=避難行動要支援者数／人口</li><li>【出典:H30.11.13 消防庁 「避難行動要支援者名簿の作成などに係る取組状況の調査結果等】</li><li>・当面の現物備蓄率を10%とするが、今後、情勢等を踏まえて適宜修正を行う。また、残る90%については、協定等による調達ルートの確保に努める。</li></ul>	

### ②在宅避難者への対応

項目	算出式	
ブルーシート (参考規格) ・3.6m×5.4m ・#3000 以上	浸水区域外の想定半壊家屋数×1=約94,000枚  これを、大阪府現物備蓄、市町村現物備蓄、協定等調達により分担する。 なお、分担率は、大阪府現物備蓄10%、市町村現物備蓄70%、協定等調達20%とする。	新しい考え方

## 6 避難所における感染症対策に必要な物資

現下の新型コロナウイルスまん延下においては、「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）（令和2年6月 大阪府）」P7「(4) 物資・資機材の確保」に記載の物資について、府・市町村協力のもと、平時より備蓄・調達ルートの確保に努めるものとする。

## 7 今後の対応

### (1) 府及び市町村の目標

府及び市町村は、南海トラフ巨大地震等府内で大規模な災害発生の際は、複数の市町村が現在の備蓄では不足することは明らかであり、これをバックアップすべき府の備蓄も不足が見込まれることから、今後、上記4 役割分担の考え方で示した数量の確保について、庁内及び議会、府民の理解を前提に計画的な備蓄に努めることとします。

### (2) 府民等への啓発

府及び市町村は、あらゆる機会を通じて、府民等に対し、1週間分以上の自己備蓄や先に示した家庭内備蓄における留意点について理解を求めていきます。

### (3) 救援物資の有効活用について

本方針に基づき備蓄により確保した救援物資については、賞味・消費期限の到来により廃棄することのないよう、府民等への防災啓発や防災教育への活用をはじめ、府及び市町村の各部局等が実施する事業・イベント等での活用など、有効活用を図ることとします。

### (4) 救援物資の保管について

府及び市町村は、救援物資がより迅速・確実に被災者に届くよう、予め避難所となる施設に備蓄しておくなど、地域の実情に応じた分散備蓄を検討します。

### (5) 救援物資を確保するまでの対応について

①府及び市町村は、備蓄目標数量を達成するまでの間に南海トラフ巨大地震等の大災害が発生しても一定の対応ができるように、備蓄等の早期達成に加え、流通備蓄についても新たな防災協定の締結に努めるなど、万全の対策に努めるものとします。

②本方針に定める3日間以降についても、救援物資の調達・配送業務が長期間見込まれることから、市町村における避難所ニーズの把握方法や市町村から府への物資要請手続きなど、府からの物資受取手順などについて、今後、大阪府域救援物資対策協議会において、救援物資集配マニュアルを早期に作成するとともに、府及び市町村は協働して、府広域防災拠点→市町村物資集積所→各避難所への救援物資の配送手続、ルート等の手順の確立に努めることとする。

## （6）物資の応援について

本方針に基づき、府及び各市町村はそれぞれ最大被害が想定される災害に対して救援物資の確保の実施に努力するものとしますが、それぞれの想定災害が異なることから、府内で全ての災害が同時に発生し全市町村が同時に救援物資をすべて活用をしない限りは、府域内で物資の相互融通の可能性も見込まれます。

このため、大規模災害が発生した場合にあっても、各市町村が住民対応を実施してなお在庫が確保できる場合は、府及び各市町村が確保している救援物資について、他の市町村に応援することをこの機会に改めて申し合わせます。

**参考資料**

「5 重点11品目以外の備蓄」における大阪府域の現物備蓄目標数量

項目	現物備蓄目標数量
簡易ベッド	6, 873基
パーティション (簡易テント)	6, 873基
ブルーシート	75, 200枚

※上記数量は令和2年9月時点に公表されている数値を基に算出したもの